



鳥取県公報

令和5年6月16日（金）
号外第55号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 条 例 職員の特殊勤務手当に関する条例及び警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（24）（人事企画課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- ◇ 人委規則 職員等の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則（32）（給与課）・・・・・・・・・・ 7
警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則（33）（〃）・・・・・・ 8
- ◇ 病院局管理規程 鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（5）（総務課）・・・・ 9

公布された条例のあらまし

◇職員の特殊勤務手当に関する条例及び警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

新型コロナウイルス感染症の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の位置づけが5類感染症に変更されたことに伴い、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対応するための防疫等業務手当の特例を廃止するとともに、新型インフルエンザ等により生じた事態に対応するための防疫等業務手当の特例を新たに設ける。

2 条例の概要

(1) 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正

ア 職員が、新型インフルエンザ等で、当該新型インフルエンザ等に係る都道府県対策本部が設置されたもの（人事委員会が定めるものに限る。）から県民の生命及び健康を保護するために行われる感染の危険を伴う業務であって人事委員会が定めるものに従事したときは、防疫等業務手当を支給する。

イ アの手当の額は、業務に従事した日1日につき1,500円（緊急に行われた措置に係る作業であって、当該職員の心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める業務に従事した場合にあっては、4,000円）を超えない範囲内において人事委員会が定める額とする。

ウ 職員が、新型コロナウイルス感染症から県民の生命及び健康を保護するために緊急に行われる感染の危険を伴う業務であって、人事委員会が定めるものに従事したときに支給する特殊勤務手当の特例を廃止する。

(2) 警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正

警察職員に支給する特殊勤務手当について、(1)と同様の改正を行う。

(3) 施行期日は、公布の日とする。

条 例

職員の特殊勤務手当に関する条例及び警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年6月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第24号

職員の特殊勤務手当に関する条例及び警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第1条 職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和27年鳥取県条例第39号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前										
<p>(防疫等業務手当)</p> <p>第4条 防疫等業務手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6) 職員が、<u>新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等で、当該新型インフルエンザ等に係る同法第22条第1項の規定に基づく都道府県対策本部が設置されたもの(人事委員会が定めるものに限る。)</u>から県民の生命及び健康を保護するために行われる感染の危険を伴う業務であって人事委員会が定めるものに従事したとき。</u></p> <p>2 前項の手当の額は、職員が業務に従事した日1日につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 前項第6号の業務 1,500円(緊急に行われた措置に係る作業であって、心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める業務に従事した場合にあつては、4,000円)を超えない範囲内において、それぞれの作業に応じて人事委員会が定める額</u></p> <p>3 第1項各号に掲げる業務のうち次の表の左欄に掲げる業務に係る手当が支給される日については、同項の規定にかかわらず、それぞれ同表の右欄に掲げる業務に係る手当は、支給しない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">略</td></tr> <tr> <td style="width: 50%;">第3号ウの業務</td> <td style="width: 50%;">第3号アの業務 第3号イの業務</td> </tr> <tr> <td>第6号の業務</td> <td>第1号の業務</td> </tr> </table>	略		第3号ウの業務	第3号アの業務 第3号イの業務	第6号の業務	第1号の業務	<p>(防疫等業務手当)</p> <p>第4条 防疫等業務手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>2 前項の手当の額は、職員が業務に従事した日1日につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>3 第1項各号に掲げる業務のうち次の表の左欄に掲げる業務に係る手当が支給される日については、同項の規定にかかわらず、それぞれ同表の右欄に掲げる業務に係る手当は、支給しない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">略</td></tr> <tr> <td style="width: 50%;">第3号ウの業務</td> <td style="width: 50%;">第3号アの業務 第3号イの業務</td> </tr> </table>	略		第3号ウの業務	第3号アの業務 第3号イの業務
略											
第3号ウの業務	第3号アの業務 第3号イの業務										
第6号の業務	第1号の業務										
略											
第3号ウの業務	第3号アの業務 第3号イの業務										

第2号の業務 第4号エの業務 第5号の業務

--

(併給禁止)

第26条 略

2 次の表の左欄に掲げる特殊勤務手当の支給を受けるときは、それぞれ同表の右欄に掲げる特殊勤務手当は、支給しない。ただし、この規定により支給されないこととなる同表の右欄に掲げるいずれかの特殊勤務手当の額が当該手当に対応する同表の左欄に掲げる特殊勤務手当の額を超えるときは、当該同表の右欄に掲げるいずれかの特殊勤務手当を支給し、当該手当に対応する同表の左欄に掲げる特殊勤務手当は、支給しない。

略	
有害物等取扱手当	防疫等業務手当（第4条第1項第1号から第3号まで、 <u>第5号及び第6号の業務に係るものに限る。</u> ）
略	

附 則

1～3 略

(併給禁止)

第26条 略

2 次の表の左欄に掲げる特殊勤務手当の支給を受けるときは、それぞれ同表の右欄に掲げる特殊勤務手当は、支給しない。ただし、この規定により支給されないこととなる同表の右欄に掲げるいずれかの特殊勤務手当の額が当該手当に対応する同表の左欄に掲げる特殊勤務手当の額を超えるときは、当該同表の右欄に掲げるいずれかの特殊勤務手当を支給し、当該手当に対応する同表の左欄に掲げる特殊勤務手当は、支給しない。

略	
有害物等取扱手当	防疫等業務手当（第4条第1項第1号から第3号まで <u>及び第5号の業務に係るものに限る。</u> ）
略	

附 則

1～3 略

（新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対応するための防疫等業務手当の特例）

4 職員が、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和3年法律第5号）第1条の規定による改正前の新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）から県民の生命及び健康を保護するために緊急に行われる感染の危険を伴う業務であって人事委員会が定めるものに従事したときは、防疫等業務手当を支給する。この場合においては、第4条の規定は適用しない。

5 前項の手当の額は、職員が業務に従事した日1日につき3,000円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いがある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う業務その他人事委員会がこれに準ずると認める業務に従事した場合にあつては、4,000円）とする。

(警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第2条 警察職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和29年鳥取県条例第40号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(20) 略</p> <p><u>(21) 防疫等業務手当</u></p> <p>(水上警戒業務手当)</p> <p>第24条 略</p> <p><u>(防疫等業務手当)</u></p> <p><u>第25条 防疫等業務手当は、職員が、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等で、当該新型インフルエンザ等に係る同法第22条第1項の規定に基づく都道府県対策本部が設置されたもの(人事委員会が定めるものに限る。)から県民の生命及び健康を保護するために行われる感染の危険を伴う業務であって人事委員会が定めるものに従事したときに支給する。</u></p> <p><u>2 前項の手当の額は、職員が業務に従事した日1日につき、1,500円(緊急に行われた措置に係る作業であって、心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める業務に従事した場合にあっては、4,000円)を超えない範囲内において、それぞれの作業に応じて人事委員会が定める額とする。</u></p> <p>(併給禁止)</p> <p>第26条 略</p> <p>(委任)</p> <p>第27条 略</p> <p>附 則</p> <p>1～7 略</p>	<p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(20) 略</p> <p>(水上警戒業務手当)</p> <p>第24条 略</p> <p>(併給禁止)</p> <p>第25条 略</p> <p>(委任)</p> <p>第26条 略</p> <p>附 則</p> <p>1～7 略</p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対応するための防疫等業務手当の支給)</u></p> <p><u>8 職員が、新型コロナウイルス感染症(新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律(令和3年法律第5号)第1条の規定による改正前の新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に</u></p>

規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）から県民の生命及び健康を保護するために緊急に行われる感染の危険を伴う業務であって人事委員会が定めるものに従事したときは、防疫等業務手当を支給する。

- 9 前項の手当の額は、職員が業務に従事した日1日につき3,000円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いがある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う業務その他人事委員会がこれに準ずると認める業務に従事した場合にあっては、4,000円）とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

人事委員会規則

職員等の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年6月16日

鳥取県人事委員会委員長 小 松 哲 也

鳥取県人事委員会規則第32号

職員等の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員等の給与の支給に関する規則（昭和27年鳥取県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（勤務1時間当たりの給与額の算出に用いる時間数等）</p> <p>第23条 略</p> <p>2 給与条例第16条第2項に規定する特殊勤務手当のうち人事委員会規則で定めるものは、職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和27年鳥取県条例第39号）第2条各号（第10号及び第15号を除く。）に掲げる特殊勤務手当及び警察職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和29年鳥取県条例第40号）<u>第2条各号（第19号を除く。）</u>に掲げる特殊勤務手当とする。ただし、当該手当が日によって定められたものである場合であって、当該手当の支給の対象となる勤務が、短時間勤務職員（給与条例第1条の2に規定する短時間勤務職員をいう。以下同じ。）又は育児短時間勤務職員等（給与条例第4条の2第1項に規定する育児短時間勤務職員等をいう。以下同じ。）が正規の勤務時間が割り振られた日において正規の勤務時間外にした勤務であり、かつ、当該勤務の時間と当該勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間のものである場合における当該手当を除く。</p> <p>3 略</p>	<p>（勤務1時間当たりの給与額の算出に用いる時間数等）</p> <p>第23条 略</p> <p>2 給与条例第16条第2項に規定する特殊勤務手当のうち人事委員会規則で定めるものは、職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和27年鳥取県条例第39号）第2条各号（第10号及び第15号を除く。）に掲げる特殊勤務手当及び警察職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和29年鳥取県条例第40号）<u>第2条第1号から第18号までに掲げる特殊勤務手当とする。ただし、</u>当該手当が日によって定められたものである場合であって、当該手当の支給の対象となる勤務が、短時間勤務職員（給与条例第1条の2に規定する短時間勤務職員をいう。以下同じ。）又は育児短時間勤務職員等（給与条例第4条の2第1項に規定する育児短時間勤務職員等をいう。以下同じ。）が正規の勤務時間が割り振られた日において正規の勤務時間外にした勤務であり、かつ、当該勤務の時間と当該勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間のものである場合における当該手当を除く。</p> <p>3 略</p>

附 則

この規則は、職員の特殊勤務手当に関する条例及び警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（令和5年鳥取県条例第24号）の施行の日から施行する。

警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年6月16日

鳥取県人事委員会委員長 小 松 哲 也

鳥取県人事委員会規則第33号

警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（昭和29年鳥取県人事委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(手当支給の特例) 第7条 略 2 前項の作業に従事した時間には、 <u>条例第26条</u> の規定により支給されないこととなる手当に係る作業に従事した時間を含むものとする。	(手当支給の特例) 第7条 略 2 前項の作業に従事した時間には、 <u>条例第25条</u> の規定により支給されないこととなる手当に係る作業に従事した時間を含むものとする。

附 則

この規則は、職員の特務手当に関する条例及び警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（令和5年鳥取県条例第24号）の施行の日から施行する。

病 院 局 管 理 規 程

鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和5年6月16日

鳥取県営病院事業管理者 広 瀬 龍 一

鳥取県病院局管理規程第5号

鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程（平成7年鳥取県病院局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(防疫等業務手当)</p> <p>第13条 防疫等業務手当は、次に掲げる場合に支給する。<u>ただし、第6号の業務に係る手当が支給される日については、第1号及び第3号から第5号までの業務に係る手当は支給しない。</u></p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) <u>職員が、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等で、当該新型インフルエンザ等に係る同法第22条第1項の規定に基づく都道府県対策本部が設置されたもの（管理者が定めるものに限る。）から県民の生命及び健康を保護するために行われる診療、看護その他の感染の危険を伴う業務であって管理者が定めるものに従事したとき。</u></p> <p>2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号及び第3号から第5号までの業務 職員が業務に従事した日1日につき<u>300円</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>前項第6号の業務 職員が業務に従事した日1日につき1,500円（緊急に行われた措置に係る作業であって、心身に著しい負担を与えると管理者が認める業務に従事した場合にあっては、4,000円）を超えない範囲内において、それぞれの作業に応じて管理者が定める額</u></p> <p>(勤務1時間当たりの給与額の算出)</p> <p>第22条 条例第14条から第16条までの手当を支給する場合の勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額並びにこれに対する地域手当、初任給調整手当及び救急医療機関勤務臨時手当の月額の合計額に12を乗</p>	<p>(防疫等業務手当)</p> <p>第13条 防疫等業務手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号及び第3号から第5号までの業務 職員が業務に従事した日1日につき <u>300円</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(勤務1時間当たりの給与額の算出)</p> <p>第22条 条例第14条から第16条までの手当を支給する場合の勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額並びにこれに対する地域手当、初任給調整手当及び救急医療機関勤務臨時手当の月額の合計額に12を乗</p>

じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じた時間数から465分に18を乗じて60で除して得た時間数（勤務時間条例第2条第2項から第4項までの規定の適用を受ける育児短時間勤務職員等又は短時間勤務職員の例により勤務時間が定められた者にあつてはその者の勤務時間をその者の1週間当たりの勤務日の日数で除して得た時間に、18にその者の1週間当たりの勤務日の日数を5で除して得た数を乗じて得た数を乗じて得た時間数とし、同条第5項の規定の適用を受ける短時間勤務職員の例により勤務時間が定められた者にあつては管理者が別に定める時間数とする。）を減じたもので除して得た額（職員の勤務が次の各号に掲げる特殊勤務手当の支給の対象となる勤務であるときは、その額にそれぞれ当該各号に定める額を加算した額）とする。

(1) 防疫等業務手当（第13条第1項第1号及び第3号から第6号までの業務に対するものに限る。）、災害応急作業等手当（第16条第1項第1号の業務に対するものに限る。）及び困難折衝業務手当 第13条第2項第1号及び第3号、第16条第2項第1号、第17条第2項並びに第17条の2第3項に定める額を7.75で除して得た額

(2)～(4) 略

2 略

じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じた時間数から465分に18を乗じて60で除して得た時間数（勤務時間条例第2条第2項から第4項までの規定の適用を受ける育児短時間勤務職員等又は短時間勤務職員の例により勤務時間が定められた者にあつてはその者の勤務時間をその者の1週間当たりの勤務日の日数で除して得た時間に、18にその者の1週間当たりの勤務日の日数を5で除して得た数を乗じて得た数を乗じて得た時間数とし、同条第5項の規定の適用を受ける短時間勤務職員の例により勤務時間が定められた者にあつては管理者が別に定める時間数とする。）を減じたもので除して得た額（職員の勤務が次の各号に掲げる特殊勤務手当の支給の対象となる勤務であるときは、その額にそれぞれ当該各号に定める額を加算した額）とする。

(1) 防疫等業務手当（第13条第1項第1号及び第3号から第5号までの業務に対するものに限る。）、災害応急作業等手当（第16条第1項第1号の業務に対するものに限る。）及び困難折衝業務手当 第13条第2項第1号、第16条第2項第1号、第17条第2項及び第17条の2第3項に定める額を7.75で除して得た額

(2)～(4) 略

2 略

附 則

この規程は、公布の日から施行する。